④　開札日時　令和元年10月25日午前10時。
⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　令和元年10月３日から令和元年10月24日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。
※「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第１項に規定する行政機関の休日をいう。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
本入札公告に記載の工事は、技術提案を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する工事である。本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表１のとおりとする。
令和元年７月11日
支出負担行為担当官
東北地方整備局長　佐藤　克英
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名
①工事　国道106号　箱石地区舗装工事（以下「①工事」という。）
②工事　国道106号　下腹帯地区舗装工事（以下「②工事」という。）
（①工事、②工事　共に電子入札対象案件及び電子契約対象案件）
⑶　工事場所
①工事　岩手県宮古市川井第１地割～宮古市箱石第５地割　地内
②工事　岩手県宮古市茂市～宮古市腹帯　地内
⑷　工事内容
①工事　コンクリート舗装工　Ａ＝21,900㎡、アスファルト舗装工　Ａ＝7,100㎡、排水構造物工　Ｎ＝１式、防護柵工　Ｎ＝１式、情報ボックス工　Ｎ＝１式、区画線工　Ｎ＝１式、道路付属物施設工　Ｎ＝１式
②工事　コンクリート舗装工　Ａ＝23,600㎡、アスファルト舗装工　Ａ＝550㎡、排水構造物工　Ｎ＝１式、防護柵工　Ｎ＝１式、情報ボックス工　Ｎ＝１式、区画線工　Ｎ＝１式、道路付属物施設工　Ｎ＝１式
⑸　工期
①工事　契約締結日の翌日から令和３年１月29日まで
②工事　契約締結日の翌日から令和２年12月18日まで
⑹　使用する主要な資機材
①工事　コンクリート　約5,000㎥、アスファルト　約1,800ｔ
②工事　コンクリート　約5,200㎥、アスファルト　約100ｔ
⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。
①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
②　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。
③　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
④　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑤　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。
⑥　本工事は、道路舗装の長期保証を規定した工事である。指定した指標に適合するように、舗装の一般的な材料及び工法を使用し、材料の選定、施工方法、施工管理等をより適切に行うことにより、舗装の耐久性の向上を図るものである。
⑦　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
⑧　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。
⑨　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じる対象工事である。
⑩　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
⑪　本工事は、入札説明書に対する質問として、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査単価（臨時調査）及び見積徴収結果に基づく資材単価（以下、「特調単価」という。）に関する情報の提供希望が寄せられた場合、主たる資材について当該情報の提供を行う試行工事である。ただし、提供を行う情報は、質問回答期限内に特調単価がとりまとまっているものに限る。
⑫　本工事は、国土交通省が提唱するｉ－Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（舗装工）である。
⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。
⑼　本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局におけるセメント・コンクリート舗装工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成16年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、下記①の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員のいずれかが下記①の実績を有すること。
①　道路に関する工事で、次のⓐ及びⓑの要件を満たす施工実績。
ⓐ　10,000㎡以上のコンクリート舗装の施工実績を有すること。
ⓑ　施工実績が適切なものであること。
ただし、ⓐ及びⓑは同一工事での施工実績であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。
また、上記ⓐの施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発